

議案第7号

橋本市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

橋本市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたので、議会の議決を求める。

令和2年6月8日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

橋本市国民健康保険税条例(平成18年橋本市条例第73号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(税額の減免) 第26条 略 2 前項の規定により国民健康保険税の減免を受けようとする者は、納期限までに次に掲げる事項を記載した申請書にその理由を証する書類を添えてこれを市長に提出しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認める場合は、納期限後であっても当該提出を行うことができる。 (1)・(2) 略</p>	<p>(税額の減免) 第26条 略 2 前項の規定により国民健康保険税の減免を受けようとする者は、納期限までに次に掲げる事項を記載した申請書にその理由を証する書類を添えてこれを市長に提出しなければならない。 (1)・(2) 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。